

## 任意継続被保険者 本人の申し出により資格喪失(脱退)できます

任意継続被保険者制度とは退職後、希望すれば健康保険組合に引き続き最長2年間加入できる制度です。

改正前は、自己都合による資格喪失はできませんでしたが、令和4年1月1日の法改正により、**本人の申し出による資格喪失**ができるようになりました。

任意継続被保険者の保険料<sup>※</sup>は、資格喪失時(退職時)の標準報酬月額に保険料率を乗じて保険料を算出していますが、**国民健康保険料は前年の所得をもとに算出するため、2年目以降は所得に応じて保険料が安くなる場合がございます。**

任意継続被保険者の健康保険料と比較し、ご自身の状況を確認したうえでご検討ください。

なお、自治体によって国民健康保険料の算出方法は異なるため、お住いの市区町村へお問い合わせください。

※令和6年3月分保険料までは、資格喪失時(退職時)の標準報酬月額と全被保険者の前年度9月30日現在の平均標準報酬月額を比較し、いずれか低い額の標準報酬月額に保険料率を乗じて保険料を算出しています。

### (1) 申し出方法

「[任意継続被保険者資格喪失申出書](#)」により、任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を健康保険組合に申し出ることが必要です。

### (2) 資格喪失となる日

健康保険組合が資格喪失の申し出を受理した日の属する月の翌月1日に資格喪失することとなります。

### 注意事項

- 資格喪失申出後の取り消しは認められません。
- 資格喪失の申出をしたが、申出のあった月の保険料を納付していなかった場合、当該月の保険料の納付期日の翌日から資格を喪失することとなります。

[【保険料のQ&Aはこちらのリンクを参照】](#)

東京都電気工事健康保険組合

【問合せ先】 適用課 TEL 03-3861-1854